

長崎労働局では学生を対象とした 「労働法」の出前講座を行っています！

職場での様々なトラブル（長時間労働、パワーハラスメントなど）が原因で、労働者が退職を余儀なくされるケースが後を絶ちません。

これから社会へ出ていく学生などの若者が、職場でのトラブルに対処できるよう労働法の基礎知識を身に付けていただくことは非常に重要です。

そこで長崎労働局では、若者を対象とした労働法の基礎的な知識の普及に取り組んでいます。

労働法の基礎的な知識を身に付けていただくことで、働く中でのトラブルを回避できたり、トラブルの解決が可能となります。

是非、長崎労働局がおこなう労働法の出前講義をご利用ください！

ポイント💡

トラブルになりやすい事項について、Q&A を用いながら解説します。

■ 退職に当たっての労働法 解説

Q 仕事上のミスで取引先とトラブルがあり、会社から「お前はクビだ、明日から来るな。」と強要されました。

? 会社に迷惑をかけたので、会社の言うとおりに辞めなければいけないのでしょうか。



Q 年次有給休暇とはどのような制度ですか。

A 所定の休日以外に仕事を休んでも、賃金が支払われる休暇です。

有給休暇×クイズ

- 入社して5か月。有給休暇はまだとることができない？
- 週1日のアルバイトを休まず1年続けていますが、週1日勤務ではさすがに有給休暇は与えられない？
- 旅行のため有給休暇をとろうと思いましたが、そのような理由では仕事を休むことができない？
- 有給休暇の申請をしたところ、ちょうど忙しい時期で代わる人もいないので次週にずらしてほしいと言われました。希望した日にとれないこともある？



<講義の内容（例）>

労働契約時の注意点、最低賃金、労働時間、年次有給休暇、懲戒処分、解雇、パワーハラスメント、育児休業制度 など

■ 採用後の労働法 年次有給休暇

有給休暇の日数 ☑6か月継続勤務
☑出勤率が8割以上

通常の労働時間で働く人

勤続年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

労働時間が短い者（週30時間未満）の付与日数

週所定労働日数	勤続年数							
	1年間の所定労働日数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月
4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

「働き方改革」関連法改正に伴い、10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して**5日以上付与することが義務化**

 有給休暇が取得できないなどの場合は、労働基準監督署に相談を

■ 採用後の労働法 ハラスメント

職場におけるパワーハラスメント

① 優越的な関係を背景とした言動であって、
② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
③ 労働者の就業環境が害されるもの

①～③までの3つの要素を全て満たすもの

【代表的な言動の種類】

- ・身体的な攻撃
- ・精神的な攻撃
- ・人間関係からの切り離し
- ・過大な要求
- ・過小な要求
- ・個の侵害

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、該当しません。

職場におけるセクシュアルハラスメント

対価型セハラ

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われることにより労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な影響が生じるなど、その労働者の就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じること

職場型セハラ

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われることにより労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な影響が生じるなど、その労働者の就業する上で見過ごすことができない程度の支障が生じること

制度等を利用するハラスメント

産休、母性健康管理措置や育児・介護休業制度等の申出や利用することで、上司が解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること、また、上司や同僚が申出や利用を阻害すること

状態への嫌がらせ型

女性労働者が妊娠、出産したこと等により上司が解雇その他の不利益な取扱いを示唆すること、また、上司や同僚が嫌がらせまたは継続的に嫌がらせ等、就業環境を害すること

※男性→女性だけでなく、女性→男性、男性→男性、女性→女性への性同僚間にもあります。

※講義資料は、依頼いただいた学校さまの要望に合わせて作成します。

【お問い合わせ・お申し込み先】

厚生労働省
長崎労働局 雇用環境・均等室
TEL：095-801-0050
Mail：42roudou@mhlw.go.jp

働くルールを知って、
安心して働きましょう！

裏面の申込書からお申込みください！



労働法制普及に関する出前講座 申込書

令和 年 月 日

長崎労働局雇用環境・均等室 あて

学校名	
所在地	〒 ー
担当者職氏名	
電話番号	
メールアドレス	
希望日時	第1希望 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
	第2希望 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
	第3希望 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分
講義会場	
①学部・学科名	①
②学年	②
③受講者数	③
希望する講義内容 ・テーマ等	

※ お申込み後、日程等の調整につきましては、長崎労働局から連絡いたします。

【申込先】

長崎労働局 雇用環境・均等室

住所： 長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル3階

TEL： 095-801-0050

Mail： 42roudou@mhlw.go.jp

労働法制普及に関する出前講座 申込書

令和 年 月 日

長崎労働局雇用環境・均等室 あて

学校名	●●大学
所在地	〒 888 - 8888 長崎市〇〇町△ー△
担当者職氏名	キャリア支援課 長崎 太郎
電話番号	095-800-0000
メールアドレス	××××@nagasaki.co.jp
希望日時	第1希望 令和 7 年 10 月 1 日 10 時 0 分 ～ 11 時 30 分
	第2希望 令和 7 年 10 月 1 日 13 時 0 分 ～ 14 時 30 分
	第3希望 令和 7 年 10 月 8 日 10 時 0 分 ～ 11 時 30 分
講義会場	2 階大講堂
①学部・学科名	① 経済学部経済学科
②学年	② 3 年生
③受講者数	③ 100 名程度
希望する講義内容 ・テーマ等	・「働くときに必要な法知識」について教えてほしい。 ・セクハラ、パワハラについて教えてほしい。 ・アルバイトの労働条件について教えてほしい。 等

※ お申込み後、日程等の調整につきましては、長崎労働局から連絡いたします。

【申込先】

長崎労働局 雇用環境・均等室

住所： 長崎市万才町7－1TBM長崎ビル3階

TEL： 095-801-0050

Mail： 42roudou@mhlw.go.jp